

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
20	災害対策基本法に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

日出町は、災害対策基本法に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

評価実施機関名

大分県日出町長

公表日

令和8年2月20日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	災害対策基本法に関する事務
②事務の概要	本事務は、災害対策基本法(昭和36年11月15日法律第223号)に基づき、避難行動要支援者名簿の作成、個別避難計画の作成、罹災証明書の交付又は被災者台帳の作成の事務を行うものである。行政手続における特定の個人を認識するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号以下「番号法」という。)においては、別表の55の項に基づき、避難行動要支援者名簿の作成、個別避難計画の作成、罹災証明書の交付又は被災者台帳の作成に関する事務において特定個人情報を用いることとなる。
③システムの名称	1 MICJET番号連携サーバ 2 Acrocity行政基本システム 3 中間サーバ 4 日出町地域福祉支援システム 5 大分県被災者台帳システム
2. 特定個人情報ファイル名	
(1) 避難行動要支援者名簿ファイル (2) 個別避難計画ファイル (3) 罹災証明書交付台帳 (4) 被災者台帳	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1.番号法第9条第1項及び第2項並びに別表 55の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報提供の根拠) なし(災害対策基本法に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない。) (情報照会の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第80項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	総務課、介護福祉課
②所属長の役職名	総務課長、介護福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務課 〒879-1592 大分県速見郡日出町2974番地1 Tel:0977-73-3150
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	総務課 〒879-1592 大分県速見郡日出町2974番地1 Tel:0977-73-3150 介護福祉課 〒879-1592 大分県速見郡日出町2974番地1 Tel:0977-73-3121
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年10月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年10月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [<input type="radio"/>]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [<input type="radio"/>]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 []人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報保護業務における人為的ミスの発生リスクについては、業務手順の明文化、複数人による確認体制、ならびに定期的な教育・研修の実施により、予防的・発見的統制が適切に構築されている。加えて、過去のインシデント発生状況を確認した結果、重大な問題は認められていないことから、現行の対策は十分であると判断した。	

9. 監査	
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	[<input type="checkbox"/> 十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [<input type="checkbox"/>]全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[<input type="checkbox"/> 十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	日出町情報セキュリティポリシー及び特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(行政機関等編)に則り、漏えい・滅失・毀損を防ぐための物理的安全管理措置、技術的安全管理措置等を講じるとともに、特定個人情報ファイルの滅失・毀損が万一発生した場合に備え、バックアップを保管している。また、下記について徹底した運用としている。 ・特定個人情報を含む書類やUSBメモリは、施錠できるキャビネット等への保管を徹底している。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年10月24日	I.5①部署	総務課、福祉対策課	総務課、介護福祉課	事後	
令和4年10月24日	I.5②所属長の役職名	総務課長、福祉対策課長	総務課長、介護福祉課長	事後	
令和4年10月24日	I.8	総務課 〒879-1592 大分県速見郡日出町2974番地1 Tel:0977-73-3150 福祉対策課 〒879-1592 大分県速見郡日出町2974番地1 Tel:0977-73-3121	総務課 〒879-1592 大分県速見郡日出町2974番地1 Tel:0977-73-3150 介護福祉課 〒879-1592 大分県速見郡日出町2974番地1 Tel:0977-73-3121	事後	
令和4年10月24日	II.1対象人数	令和3年6月1日 時点	令和4年7月1日 時点	事後	
令和4年10月24日	II.2取扱者数	令和3年6月1日 時点	令和4年7月1日 時点	事後	
令和5年10月27日	I.3法令上の根拠	1. 番号法第9条第1項及び第2項並びに別表第一 36の2の項 2. 日出町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年9月30日日出町条例第30号)第4条及び別表第二 2. 3. 4. 5. 6. 8. 11. 12. 15の項	1. 番号法第9条第1項及び別表第一 36の2の項	事後	
令和5年10月27日	II.1対象人数	令和4年7月1日 時点	令和5年8月1日 時点	事後	
令和5年10月27日	II.2取扱者数	令和4年7月1日 時点	令和5年8月1日 時点	事後	
令和8年2月20日	I.3法令上の根拠		1.番号法第9条第1項及び第2項並びに別表 55の項	事後	
令和8年2月20日	I.4②法令上の根拠		(情報提供の根拠) なし(災害対策基本法に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない。) (情報照会の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第80項	事後	
令和8年2月20日	II.1対象人数	令和5年8月1日 時点	令和7年10月1日 時点	事後	
令和8年2月20日	II.2取扱者数	令和5年8月1日 時点	令和7年10月1日 時点	事後	
令和8年2月20日	IV.8. 人手を介在させる作業人としてのミスが発生するリスクへの対策は十分か		十分である	事後	新様式への変更に伴う追加項目
令和8年2月20日	IV.8. 人手を介在させる作業判断の根拠		特定個人情報保護業務における人為的ミスの発生リスクについては、業務手順の明文化、複数人による確認体制、ならびに定期的な教育・研修の実施により、予防的・発見的統制が適切に構築されている。加えて、過去のインシデント発生状況を確認した結果、重大な問題は認められていないことから、現行の対策は十分であると判断した。	事後	新様式への変更に伴う追加項目
令和8年2月20日	IV.11. 最も優先度が高いと考えられる対策		8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策	事後	新様式への変更に伴う追加項目
令和8年2月20日	IV.11. 最も優先度が高いと考えられる対策【再掲】		十分である	事後	新様式への変更に伴う追加項目
令和8年2月20日	IV.11. 最も優先度が高いと考えられる対策 判断の根拠		日出町情報セキュリティポリシー及び特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(行政機関等編)に則り、漏えい・滅失・毀損を防ぐための物理的安全管理措置、技術的安全管理措置等を講じるとともに、特定個人情報ファイルの滅失・毀損が万一発生した場合に備え、バックアップを保管している。 また、下記について徹底した運用としている。 ・特定個人情報を含む書類やUSBメモリは、施錠できるキャビネット等の保管を徹底している。 ・事前に許可されたUSBメモリ(記録媒体)のみ使用が可能となるよう業務端末上制御している。 ・特定個人情報が記録された書類等を廃棄する際には、複数人で確認し、廃棄の旨を記録し保存している。 これらの対策を講じていることから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考える。	事後	新様式への変更に伴う追加項目